**-------------------------**

**規則**

**-------------------------**

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年６月30日

高知県知事　濵田　省司

**高知県規則第　号**

**行政書士法施行細則の一部を改正する規則**

行政書士法施行細則（昭和26年高知県規則第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県行政書士法施行細則**

　第６条第２項中「亡失」を「亡失し、」に改める。

　第８条の見出しを「（身分証明書）」に改め、同条中「の証票」を「に規定する身分を証明する証票」に、「による」を「によるものとする」に改める。

　第９条中「行政書士会」を「高知県行政書士会」に改める。

　別記第１号様式中

「高知県収入証紙

　はり付け箇所　」

を

「高知県収入証紙

　貼り付け箇所　」

に改め、「㊞」を削り、「行政書士法施行細則」を「高知県行政書士法施行細則」に、

「写真はり付け箇所」

を

「写真貼り付け箇所」

に改める。

　別記第４号様式を次のように改める。

**附**　**則**

　この規則は、公布の日から施行する。

規　則

　◎行政書士法施行細則の一部を改正する規則